

老後の備えは **農業者年金** で安心！ **農業者年金に加入しませんか？**

〈加入要件〉

・年間60日以上農業に従事 ・国民年金第1号被保険者 ・20歳以上60歳未満の方

農業者年金の支給額の試算（年額）＜保険料月額2万円で加入した場合＞

① 積立方式・確定拠出型の「終身年金」

- ・加入者の積み立てた保険料と運用益を合せた額で受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型です。
- ・80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金をご遺族に支給されます。

② 生涯を通じて、税制面で大きな優遇

- ・支払った保険料は家族分も含め全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税などの節税になります。
- ・年金資産の運用益も非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象、死亡一時金も非課税と生涯を通じて税制面の優遇措置が大きいです。

③ 保険料は月額2万円から自由に設定

- ・月額2万円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円）から6万7千円まで千円単位で選択できます。
- ・保険料額は、加入後いつでも変更することができます。
- ・途中脱退、再加入も可能です。

※支払った保険料の全額が運用されます

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円

※上のケースは、通常加入で加入し、運用利回りが2.5%、65歳以上の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受取総額は65歳での時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間（令和2年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.9%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示より定められ、令和4年度は0.30%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

≪**農地に農業用施設**を建てたり、**農地を農地以外**にする場合は**農地転用が必要**です！！≫

- 農地を農地以外の利用にすることを「農地転用」といいます。（※）
- 農地を転用する場合には、農地法の**許可が必要**です。
- 許可を受けずに転用したり、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は**罰則**があります。

違反転用は、原則、元の農地に戻すことが求められます。

（※）農地以外の例…畜舎・重装備ハウス・住宅・工場などの敷地・資材置場・駐車場・山林など
なお、一時的に資材置場や農地のかさ上げなどに利用する場合も転用となります。

農地転用の許可申請の受付は、農業委員会事務局で行っています。
転用についての手続きや疑問がありましたら、農業委員会に相談してください。

購読しませんか？ 全国農業新聞

農政の動きや暮らしに役立つ情報が満載です。申込みは、随時受付けています。

購読料：月額700円 ・発行：毎週金曜日 ・申込み：玖珠町農業委員会事務局